

## 仕 様 書

### 1 賃貸借物品名

札幌市教育センター教育図書資料室用コンピュータシステム賃貸借

### 2 数量 一式（機器構成明細は別紙の通り）

### 3 納入場所 札幌市教育センター

### 4 納入期限 令和4年2月28日

賃貸借期間 令和4年3月1日～令和8年12月31日

本調達は、地方自治法第234条の3に規定する長期継続契約のため、契約を締結する日の属する年度の翌年度以降において、本調達に係る歳出予算の削減又は減額があった場合には、契約を解除することがある。

### 5 機器の搬入等

- (1) 機器の搬入場所は札幌市教育センター（以下「教育センター」）の指示に従うこと。
- (2) 機器の搬入日時については、事前に設定・設置業者（別途通知する）及び教育センターと協議し日程を決めること。
- (3) 機器の搬入費用については見積りの金額に含むこと。
- (4) システムを稼働するにあたり必要なケーブル・ハブ等の機材、不要となる梱包材の撤去費用及びライセンス費用等、通常想定されるものについては、たとえ仕様書に明記されていなくても、見積もり金額に含むこと。
- (5) 機器等の梱包材は、納入後速やかに引きとること。
- (6) 納入機器すべての動作チェック、初期不良等の確認を必ずすること。
- (7) 機器等の搬入につき問題が生じたときは教育センターの指示に従うこと。
- (8) オプション（増設メモリ等）の取付を行ったうえ、納入すること。
- (9) 設定・設置業者による各種ソフトのインストール、ネットワーク設定及び設置等の作業を行った後に、正常に一体として最良の状態では機能しない場合は、原因究明に協力すること。
- (10) メーカーと機器納入業者は連携し、教育センター、設定・設置業者及び保守業者（別途通知する）の機器操作、保守点検、修理等に関する相談に速やかに応ずる体制を整備すること。
- (11) 納入完了後、納入した物品の一覧を教育センターの指定した様式（電子データ）により提出すること。

### 6 契約満了後の機器の取扱

契約満了後における、機器の処分について事前に必ず教育センターと協議をすること。撤去する場合は、機器納入業者が行うこと。

